

令和6年4月1日

大ホール利用者 各位

大ホールのピアノ調律について

東京エレクトロンホール宮城 舞台課

当館のピアノ保守管理会社以外の調律師がピアノ調律を行う場合は、ピアノの適正な維持管理のため、下記事項について御留意いただくとともに、事前に調律師にも周知いただきますようお願いいたします。

記

1 当館でピアノ調律ができる調律師について

当館でピアノ調律ができる調律師は、ピアノ調律技能士（一級・二級）の資格を有する者、または「スタインウェイ会」会員登録者に限定しています。

なお、当館で過去3年間調律の実績がない調律師については、資格が確認できる資料を提出いただく場合があります。

2 ピアノ調律等日誌の記入について

ピアノ調律後は、当館のピアノ調律日誌に必ず作業内容を記録してください。

3 調律に当たっての禁止事項について

下記事項は禁止していますので、必ず事前に調律師に周知してください。

やむを得ない事情により、下記の作業が必要となる場合は、必ず事前に舞台課にご相談ください。

禁止事項を無断で行ったことにより、後日ファイリング等の必要が生じた場合は、その費用を負担いただきます。

- (1) ハンマー整形
- (2) 針刺し
- (3) ハンマーへの硬化剤等の注入または塗布

担当：東京エレクトロンホール宮城
舞台課
TEL：(022) 225-8641
e-mail:butai@miyagi-hall.jp